~ご遺族のためのしおり~ おくやみハンドブック

身内が亡くなった・・・

···何をすればいいのだろう···

ご遺族の皆様が行わなければならない、市役所を中心とした お手続きや持ち物についてハンドブックにまとめました。 このハンドブックが、皆様のお手続きの一助になれば幸いです。

「おくやみコーナー」のご利用には予約が必要です。

☎ 055-261-2029 ※戸籍住民課直通

(予約受付は、平日 午前 8時30分~午後5時)

【利用時間】 午前:9時 :10時30分

午後:1時30分:3時

- ※ご予約は利用日の1週間ほど前にお願いします。
- ※ご予約がない場合、ご案内出来ないことがありますので、ご了承ください。
- ※すべての手続きがおくやみコーナーでできるものではありません。
- ※手続きの際には、本人確認をいたします。



ご遺族のみなさまへ

このたびのご親族のご不幸につきましては、謹んでお悔やみ申し上げ ます。

ご遺族におかれましては、葬儀などに関する不安がおありかと思いますが、今後、相続や医療保険、年金など、さまざまな申請や届出に関する手続きをしていただく場合が生じるかと存じます。

笛吹市では、それらの申請・届出や手続きなど、少しでもわかりやす くご遺族のみなさまに手続きを済ませていただけるよう『おくやみハン ドブック』を作成し、『おくやみコーナー』を設け、各種手続きのお手 伝いやご案内をしています。

どうぞ、ご利用ください。

笛吹市長 山下政樹

目 次

1	持ち物
	●亡くなった方のもの ・・・・・・・・・・ 1
	●ご遺族のもの ・・・・・・・・・・・・・ 2
2	亡くなった方に関する手続き
	●年金届出、未支給年金請求、遺族年金請求等 ・・・・・ 3
	●国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険 ・・・・・ 4
	●税金関係 ・・・・・・・・・・・・・・ 5
	●福祉関係 ・・・・・・・・・・・・・・・ 6
	●児童手当、子どもすこやか医療費助成等 ・・・・・・ 7
	●市営住宅、上下水道、市営春日居地区温泉・・・・・・ 8
	●浄化槽、犬の登録、ごみ、農地、森林 ・・・・・・ 9
	●経済的援助制度 ・・・・・・・・・・・・・10
	●その他、市役所以外で行う必要がある手続き ・・・ 11~12
3	委任状に関するご案内 ・・・・・・・・・ 13~15
4	【固定資産税】相続人代表指定届 ・・・・・・・ 16~17
5	法定相続情報証明制度のご案内 ・・・・・・・ 18~19
J	
6	亡くなった方の手続きに関してよくある質問 ・・・・・・ 20
7	笛吹市役所案内図 ・・・・・・・・・・・ 2 1 ~ 2 2

お持ちいただくもの

市役所でのお手続きまた「おくやみコーナー」にお越しの際には、下記のうち該当するものを お持ちください。

●亡くなった方のもの

□ 年金証書 または 年金手帳

→3ページ「年金」をご確認ください。

『亡くなった方のもの』が 見つからない 場合や紛失し た場合は、来庁時にその旨 をお伝えください。

- □ **笛吹市印鑑登録証、住民基本台帳カード**(作成されている場合)
- □ 国民健康保険資格確認書等 または 後期高齢者医療資格確認書等 (加入者のみ) →4ページ「保険」をご確認ください。
- □ 介護保険被保険者証

→4ページ「介護」をご確認ください。

- □ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- □ 自立支援医療費受給者証(精神通院)、重度心身障害者医療費助成金 受給資格者証

→6ページ「障がい福祉」をご確認ください。

□ 子どもすこやか医療費助成金受給資格者証、ひとり親家庭医療費助成金 受給資格者証

→7ページ「こども」をご確認ください。

- □ 笛吹市交付の標識番号(125cc以下の原動機付自転車・小型特殊 (一般・農耕用))※廃車の手続きをする場合
- □ その他、市役所から交付された証書類で、ご不明な点があるもの

<見本:個人番号通知カード>



<見本:マイナンバーカード>



<見本:笛吹市印鑑登録証>



●ご遺族のもの

□ 認 印(相続人代表 及び 喪主)

□ 来庁者の本人確認書類

- 写真付きのもの運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、障がい者手帳 など
- ・写真付きのものがない場合は、次のうちから2点 健康保険被保険者証 または 資格確認書、介護保険被保険者証 年金手帳、預貯金通帳 など

□ 預貯金通帳(相続人代表、喪主、未支給年金請求者)

※未支給年金とは

年金を受けている方が亡くなったときにまだ受け取っていない年金のこと

※未支給年金を請求できるご遺族と優先順位

亡くなった方と生計を共にしていた

配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他三親等内の親族

※未支給年金の請求では、農協の営農通帳は使用できません。

□ 会葬礼状 または 葬儀の日程表

(国民健康保険 または 後期高齢者医療保険加入者のみ)

※葬儀の日、亡くなった方及び喪主の氏名が確認できるもの

□ マイナンバーカード または 個人番号通知カード (未支給年金請求者、国民健康保険加入者の喪主)

- ◆年金・健康保険の手続きや、戸籍・住民票・税に関する証明書の請求を代理人が行う場合は、委任状が必要となる場合があります。14ページの委任状をあらかじめ委任する方に記入してもらいお持ちください。
- ◆相続人代表者が、法定相続人でなく遺言書によって相続人となられた場合は、遺言書 (公正証書遺言、秘密証書遺言、自筆証書遺言【検認済のもの】)をお持ちください。

亡くなった方に関する手続き(年金届出、未支給年金請求、遺族年金請求等)

		へのフに万に民		平立 由	いまた。
区分	チェック 欄	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口(担当課)
			死亡届	・亡くなった方の年金証書・下記のうちいずれか一つ 住民票除票 戸籍抄本 亡くなった方の死亡診断書の写し	
		国民年金を 受給している方	未支給年金請求遺族基礎年金請求	 ※下記以外に他の書類等も必要ですので、まずは右記の窓口でご相談ください。 ・亡くなった方の年金証書 ・亡くなった方の戸籍謄本 ・請求者となる方の戸籍謄本 ・請求者となる方の預貯金通帳 ・請求者となる方のマイナンバーがわかる書類 	市民生活部 国民健康保険課 高齢者医療・年金担当 (市民窓口館2階)
		国民年金に 加入している方	死亡一時金請求 遺族基礎年金請求 寡婦年金請求	※下記以外に他の書類等も必要ですので、まずは右記の窓口でご相談ください。 ・亡くなった方の年金手帳・亡くなった方の戸籍謄本・請求者となる方の戸籍謄本・請求者となる方の預貯金通帳・請求者となる方のマイナンバーがわかる書類	
年金		厚生年金を 受給または加入 している方	死亡届 未支給年金請求 遺族厚生年金請求	※状況により必要な書類が異なりますので、 事前に右記までお問い合わせください。※ご相談・お手続きの際は、予約のうえ来 訪していただきますようお願いします。	甲府年金事務所 (甲府市塩部 1-3-12) 055-252-1431
		共済年金を 受給している方	各共済組合/	\直接お問い合わせください。	
		恩給を 受給している方	総務省恩給村	目談窓口へ直接お問い合わせください。	総務省恩給相談窓口 03-5273-1400
		農業者年金を 受給している方	死亡届 未支給年金請求	 ※下記以外に他の書類も必要な場合がありますので、まずは、右記、又は市役所の担当窓口でご相談ください。 ・亡くなった方の年金証書 ・亡くなった方と未支給年金請求者との続柄を確認できる戸籍謄本等の写し ・請求者となる方の預貯金通帳 ・請求者となる方の印鑑(認印) 	笛吹農業協同組合 フルーツ山梨 農業協同組合 本所・各支所
		企業年金を 受給している方		金基金等、又は企業年金連合会 談室)電話0570-02-2666	

亡くなった方に関する手続き(国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険)

区分	チェック	÷+ 4 3.≠	シ たてはさ	小売たたの	受付窓口(担当課)
区方	欄	対象者	主な手続き	必要なもの	文刊志口(担当味)
保		国民健康保険に 加入している方	資格喪失 資格確認書 及び各種認定証 の返還 葬祭費支給申請 送付先申請	 ・亡くなった方の資格確認書 ・亡くなった方の各種認定証 (限度額認定証・特定疾病療養受療証等) ・世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいるときは、加入者全員の資格確認書及び各種認定証 ・手続きする方の本人確認ができるもの(運転免許証等) ・葬祭費の振込先口座がわかるもの(預金通帳等)※原則として喪主の口座 ・葬儀の日、亡くなった方及び喪主の氏名が確認できるもの(会葬礼状、葬儀日程表等) ・喪主のマイナンバーが分かる書類 ・喪主でない方が手続きする場合は委任状が必要です。 	市民生活部 国民健康保険課 国保総務担当 (市民窓口館2階)
 		後期高齢者医療 保険に加入してい る方	資格確認書 及び各種認定証 の返還 葬祭費支給申請 保険料に関する 相続人代表届 高額療養費等の 振込口座の変更	 ・亡くなった方の資格確認書 ・亡くなった方の各種認定証 ・喪主の方の印鑑 ・手続きする方の本人確認ができるもの(運転免許証等) ・葬祭費の振込先口座がわかるもの(預金通帳等)※原則として喪主の口座 ・葬儀の日、亡くなった方及び喪主の氏名が確認できるもの(会葬礼状、葬儀日程表等) ・相続人代表となる方の振込先口座がわかるもの(預金通帳等) ※相続関係を証明する戸籍等が必要になる場合があります。 ・相続人代表となる方の印鑑 	市民生活部 国民健康保険課 高齢者医療·年金担当 (市民窓口館2階)
介護		65歳以上の方ま たは介護認定を受 けている方	介護保険被保険 者証等の返還 相続人代表届出 介護保険料の精算 介護認定申請取下 げ書届出 (該当の方)	・亡くなった方の介護保険被保険者証(緑) ・亡くなった方の介護保険負担割合証(紫) (※該当の方) ・亡くなった方の負担限度額認定証(桃) (※該当の方) ・亡くなった方の社会福祉法人等利用者負担軽 減確認証(桃)(※該当の方) ・相続人代表となる方の振込先口座が わかるもの	保健福祉部介護保険課介護総務担当 (保健福祉館2階)
高齢者		緊急通報装置 (ふれあい ペンダント) の貸与がある方	緊急通報装置 (ふれあい ペンダント) の撤去届	・撤去日時等の打合せが必要になります。	保健福祉部 長寿支援課 長寿支援担当 (保健福祉館2階)

『相続人代表』…法定相続人のうち、各種手続きの通知先として法定相続人を代表していただきます。 所有権や相続割合等を決めるものではありません。

亡くなった方に関する手続き(税金関係)

	<u> </u>		9 0 于続さ (代:		
区分	チェック 欄	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口(担当課)
		市・県民税が課税 されている方	市・県民税に関す る相続人代表者届 出書の提出	・相続人代表となる方の本人確認書類 (運転免許証 等) ※郵送での提出は、本人確認書類の写しを添 付する必要があります。	
		原動機付自転車等 (笛吹市ナンバー) の車両を所有して いる方	名義変更又は廃車	・本人が亡くなったこと及び手続をする方が相続人であることがわかる戸籍謄本等・相続人(新名義人)となる方の印鑑(認印)・手続きする方の本人確認書類(運転免許証等)・相続人でない方が手続きする場合は相続人となる方からの委任状が必要です。・ナンバープレート(廃車のとき) ※毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。	市民生活部 税務課 市民税担当 (市民窓口館2階)
税		固定資産を所有している方及び納税している方 (納税策	相続人代表者指定	 ・同一世帯以外の相続人の方が代表者になる場合、相続関係が確認できる書類(戸籍謄本等) ★16ページの「相続人代表者指定届兼固定資産税現所有者申告書」にご記入下さい。 ※相続人が複数の場合、手続きの説明までとなる場合があります。 	
		納税管理人•相 続人代表等)	今後の納税に関する 手続き・納付について (口座振替の変更 又は廃止 等)	・新たな振替口座を設定される方 新たな振替口座のキャッシュカード	市民生活部
		共有名義の固定資 産を所有している 方で共有代表者と なっていた方	共有代表者の変更	★「共有代表者(設定・変更)届」を提出していただきます。【来庁時にご案内します】※手続きの説明までとなる場合があります。	税務課 資産税担当 (市民窓口館2階)
		未登記家屋(法務 局に登記されてい ない家屋)を所有 している方	未登記家屋の 名義変更	 ★「未登記家屋所有者(納税義務者)変更届」を提出していただきます。 (来庁時にご案内します) ・添付書類は、法務局において相続による所有権移転登記を行う際に必要となる書類に準じます。 内容を確認後、原本は返却します。 ※手続きの説明までとなる場合があります。 ※手続きの説明までとなる場合があります。 	

亡くなった方に関する手続き(福祉関係)

区分	チェック 欄	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口(担当課)
		山梨県心身障害者扶 養共済制度に加入し ている方	心身障がい者の保護者 の方が亡くなったとき 年金給付請求	1. 年父英处接来(度がい来)の作りたり庶	
			心身障がい者の方が 亡くなったとき 弔慰金請求	・加入者(保護者)の住民票の写し・亡くなった障がい者が除かれた住民票の写し・加入者(保護者)の印鑑(認印)・加入者(保護者)の振込先口座がわかるもの	
			扶養共済年金受給者 が亡くなったとき 死亡(重度障害)届	・山梨県心身障害者扶養共済年金証書・年金受給権者(障がい者)が除かれ た住民票の写し	
		身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉 手帳をお持ちの方	手帳返還届	• 亡くなった方の手帳	
障が		自立支援医療受給者証 (精神通院)をお持 ちの方	受給者証返還届	• 亡くなった方の自立支援医療受給者証 (精神通院)	保健福祉部 障害福祉課 (保健福祉館2階)
がい福祉		特別障害者手当 障害児福祉手当 特別児童扶養手当を 受給している方	資格喪失届 又は 死亡届	相続される方の印鑑(認印)相続される方の振込先口座がわかるもの相続される方の身分証明書亡くなった受給者と相続される方の関係がわかる戸籍など(必要な方のみ)	
		受給者証 (障害福祉サービス 地域相談支援、障害 児通所支援障害者等 社会参加支援事業) をお持ちの方	受給者証の返還	・亡くなった方の受給者証	
		福祉タクシー券をお 持ちの方	福祉タクシー券返還	・亡くなった方の福祉タクシー券・手続きされる方の印鑑(認印)	
		重度心身障害者医療費助成を受給している方	受給資格証の返還 振込口座の変更	・亡くなった方の重度心身障害者医療費助成金受給資格者証・相続される方の印鑑(認印)・相続される方の振込先口座がわかるもの・相続される方の身分証明書・亡くなった受給者と相続される方の関係がわかる戸籍など(必要な方のみ)	
		有料道路障害者割引 を受けている方 (ETC利用者)のみ	障害者割引の 登録削除依頼	お問い合わせ番号の分かる書類 (利用登録時に登録係から郵送している 「登録結果のご案内」に記載されています)	
		NHK受信料の免除 を受けている方	NHK受信料の 名義変更、解約	NHKに連絡し、手続きを行ってください。	NHK甲府放送局 (甲府市丸の内 1-1-20) 055-255-2100

亡くなった方に関する手続き(児童手当、子どもすこやか医療費助成等)

区分	チェック 欄	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口(担当課)
		児童手当支給対象の 児童	受給事由消滅 又は 減額改定		
		児童扶養手当支給対 象の児童	資格喪失 又は 額改定(減額)	• 資格喪失の場合は児童扶養手当証書	
		子どもすこやか医療 費助成対象児童又は 保護者	受給資格者証の返還 振込口座の変更 保険証の変更等	子どもすこやか医療費助成金受給資格者証保護者の振込先口座がわかるもの (通帳等)子の健康保険の内容が確認できるもの (資格確認書等)	子供すこやか部 子育て支援課 子育て総務担当 (保健福祉館1階)
		ひとり親家庭医療費 助成対象の受給者	受給資格者証の返還 振込口座の変更 保険証の変更等	 ひとり親家庭医療費助成金受給資格者証 保護者又は養育者となる方の振込先口座がわかるもの(通帳等) 保護者又は養育者となる方の健康保険の内容が確認できるもの(資格確認書等) ※子の健康保険の内容に変更がある場合 子の健康保険の内容が確認できるもの(資格確認書等) 	
こども		就学援助費又は 就学奨励費の認定を 受けている児童生徒	就学援助費又は 就学奨励費支給変更 申請等	個別の状況に応じてご案内します。	教育委員会 学校教育課 学務担当 (市民窓口館3階)
		児童手当を受給して いる保護者	受給事由消滅 未支払請求 認定請求	未支払金がある場合は児童手当支給対象児童の名義の振込先口座がわかるもの(通帳等) 新しく受給者となる方(保護者等)の健康保険の内容が確認できるもの(資格確認書等) 新しく受給者となる方(保護者等)のマイナンバーカード 新しく受給者となる方(保護者等)の振込先口座がわかるもの(通帳等) ※児童が属する世帯の状況によって内容が異なりますので、担当課へお問い合わせください。	子供すこやか部 子育て支援課 子育て総務担当 (保健福祉館1階)
		児童扶養手当を受給 している保護者	未支払手当請求 受給者死亡届	・未支払金がある場合は、児童が新たな請求者となるため児童の振込先口座がわかるもの(通帳等)	
		就学援助申請者の保 護者の方	就学援助変更申請	個別の状況に応じてご案内します。	教育委員会 学校教育課 学務担当 (市民窓口館3階)
		認可保育園・公立幼 稚園在園児の保護者	支給認定変更•取消 申請	恒別の状況に心してご業内します。	子供すこやか部 保育課 保育総務担当 (保健福祉館1階) 又は 在園中の保育園・幼稚園

亡くなった方に関する手続き(市営住宅、上下水道、市営春日居地区温泉)

区分	チェック 欄	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口(担当課)
		契約者が亡くなり、 引き続き市営住宅に 入居される配偶者	入居承継承認	入居者変更 ・入居承継承認申請書の提出 ※その他必要書類の提出がありますので 窓口でご案内します。	775-0.40
市営住宅		契約者が亡くなり、 市営住宅を退去され る方	退去届	• 住宅退去届の提出	建設部 建設総務課 住宅担当 (本館1階)
		市営住宅に入居の同 居親族が亡くなった 方	世帯員異動届出	・市営住宅入居者緊急時の連絡先 (独居になる場合)・世帯員異動届出書の提出	
		上下水道契約者が亡くなり、同一住所で引き続き水道をご使用いただく場合	上下水道契約の 名義変更 登録口座の変更が 必要な場合	契約者の名義変更 ・新たに契約者となる方の印鑑 登録口座の変更 ※提出先は金融機関へ ・口座振替依頼書(変更)の提出 ・振替口座のわかるもの(預金通帳等) ・口座名義人の印鑑(銀行届出印) ※上下水道料金センターでは、金融機関へ 提出いただく「口座振替依頼書」をお渡し できます。 「口座振替依頼書」は市内各金融機関にも 設置してあります。	公営企業部 上下水道料金センター
上下水道・		上下水道契約者が亡 くなり、今後上下水 道を使用しない場合	上下水道の休止の届出	・水道等の休止手続きが必要です。窓口で手続きをしていただくか、お電話ください。	(市民窓口館4階)
市営春日居地		下水道に接続されて おり、井戸水を使用 している世帯	世帯人数の変更 (下水道使用料の井 戸認定水量に係る世 帯人数等の変更届)	・手続きする方の印鑑(認印)	
区温泉		公共下水道事業受益 者負担金を納付中の 方	受益者の変更 (必ず手続きが必要 です) 登録口座の変更が必 要な場合	受益者変更 ・受益者異動届の提出 登録口座の変更 ※提出先は金融機関へ ・口座振替依頼書(変更)の提出 ・振替口座がわかるもの(預貯金通帳等) ・口座名義人の印鑑(銀行届出印)	公営企業部 下水道課 管理担当 (市民窓口館4階)
		市営春日居地区温泉の 権利をお持ちの方が亡 くなった場合	権利の名義変更	・権利の名義変更手続きが必要です。・個別の状況に応じてご案内しますので、まずは右記にご相談ください。	公営企業部 水道課 維持担当 (市民窓口館4階)

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの(市役所で行う手続き)

区分	チェック 欄	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口(担当課)
净		笛吹市内において、 浄化槽を管理している	管理者変更届	・新たに住宅所有者(浄化槽管理者) となる方の印鑑(認印)	
化槽		方	浄化槽の 使用休止届		市民生活部 環境推進課 環境担当
犬		犬を飼育している方	犬の登録事項の変更届	・犬の登録台帳の変更手続きが必要です。・個別の状況に応じてご案内します。	(市民窓□館2階)
ごみ		亡くなられた方のごみ の処理(持込み)を される方	ごみ処理	 ●ごみ処理申込書 (センターでご記入ください) ・同居の場合 持込される方の本人確認書類 (運転免許証等) ・同居ではない場合 (親族、成年後見人の場合) 持込される方の運転免許証、亡くなられた方名義の公共料金の領収書等 (ごみが発生した住所が確認できるもの) ●甲府・峡東クリーンセンター利用案内 ・営業日 月曜日から土曜日 (日曜・祝日除く) ・営業時間 午前8時30分~12時午後1時~5時 ・料金 家庭系ごみ 103円(税込)/10kg事業系ごみ 180円(税込)/10kg 犬・猫 770円(税込)/1体 	甲府・峡東 クリーンセンター (境川町寺尾 1440-1) 055-266-7744 市民生活部 環境推進課 ごみ減量担当 (市民窓口館2階)
農地		農地を相続された方	農地の権利取得の届出 ※農地法第3条の3第 1項の規定による届出	・相続した農地の明細・相続された方の印鑑(認印)	農業委員会事務局 総務担当 (本館1階)
森林		森林を相続された方 ※地域森林計画の対象 となっている森林のみ	森林の土地の所有者 となった旨の届出 ※森林法第10条の 7の2第1項の規定 による届出	・森林の土地の位置を示す図面・森林の土地の登記事項証明書など権利を 取得したことがわかる書類	産業観光部 農林振興課 農林経営担当 (本館1階)

経済的援助制度のご案内

区分	チェック 欄	対象者	制度	内容	手続き先
		満18歳に達する日以降の3月31日までの間の児童を監護している母(父)又は養育者	児童扶養手当	父または母が死亡し、今後児童を養育していく父又は母が、認定請求できる場合があります。 個別の状況に応じてご案内します。	子供すこやか部 子育て支援課 子育て総務担当 (保健福祉館1階)
その		満18歳に達する日以降の3月31日までの間の児童を監護している母(父)又は養育者	ひとり親家庭医療費 助成	ひとり親家庭に対する医療費の助成を受けることができる場合があります。 個別の状況に応じてご案内します。	子供すこやか部 子育て支援課 子育て総務担当 (保健福祉館1階)
他		笛吹市内に住所を有 し、市内小中学校に 在籍する児童生徒	交通被災遺児奨学金給付	交通事故によって、父又は母を失った児童生 徒に対して、入学及び就職支度金の給付につ いてご案内します。	教育委員会 学校教育課 学務担当 (市民窓口館3階)
		公立小中学校に在学す る児童生徒がいる方	就学援助•就学奨励費	経済的な理由によりお子さんを公立小中学校へ就学させることにお困りのご家庭に対して、学校で必要な学用品費、給食費、修学旅行費等の費用の一部を市が援助する制度です。 個別の状況に応じてご案内します。	教育委員会 学校教育課 学務担当 (市民窓口館3階)
		経済的に生活がお困り の方	相談	経済的に生活がお困りの方は、ご相談ください。	保健福祉部 生活援護課 生活支援担当 (市民窓口館4階)

その他、市役所以外で行う必要がある手続き(ご案内)

区分	チェック欄	対象	主な手続き	必要なもの	手続き先
		遺言書	検認・開封	申立先は、被相続人の住所地の家庭裁判所 ・遺言原本 ・申立人の戸籍謄本 ・遺言者の除籍謄本	甲府家庭裁判所
		相続放棄	相続放棄の申立	相続放棄は、相続を知った日から3カ月以内に、被相続人の住所地の家庭裁判所へ申し立てる必要があります。相続放棄には2種類があります。 ・相続放棄 ・限定承認(引き継いだ財産の範囲内で負債も含めて相続します。相続人全員の合意が必要です。)	中間多庭教刊所 (甲府市中央 1-10-7) 代表 055-213-2541
		預貯金口座等	□座解凍手続き	・亡くなった方の出生から死亡までの戸籍謄本 ・相続人の戸籍謄本 ・相続人の印鑑証明等 金融機関・取引状況等により必要書類は異なります。	各金融機関 等
その		生命保険等	死亡保険金の請求入院給付金の請求等	・保険金請求書・保険証券・戸籍謄本・死亡診断書等保険会社・契約内容等により必要書類は異なります。	加入していた生命保険 会社又は代理店
他市役		損害保険等	名義変更•解約等	・亡くなった方の死亡の記載のある戸籍謄本 ・相続人との関係がわかる戸籍謄本等 保険会社・契約内容等により必要書類が異なります。	加入していた損害保険会社又は代理店
所以外では		株式等	名義変更	・亡くなった方の出生から死亡までの 戸籍謄本・相続人の戸籍謄本・相続人の印鑑証明等証券会社等によって必要書類は異なります。	証券会社 等
行う手続き		国債 (戦没者弔慰金)	記名変更 償還金受領	・国債(又は証券保管証書) ・記名者の亡くなったことを証明できる 戸籍書類 ・記名者と相続人の戸籍上の関係が証明できる 戸籍書類 ・印鑑	償還金支払場所 又は 証券保管証書に記載の 郵便局
				税金(自動車税)については、右記へお問い合わせください。	山梨県総合県税事務所 (石和町広瀬785) 055-261-9111
		普通自動車	自動車税に関すること及び名義変更等に関すること	名義変更等については、右記へお問い合わせください。 ※毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。	関東運輸局山梨運輸支局 (石和町唐柏 1000-9) 050-5540-2039 〈自動音声ガイダンス〉
		軽四輪及び二輪 (125cc以上)	名義変更•廃車	右記へお問い合わせください。 ※毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税 されます。名義変更・廃車等は早めの手続 きをお願いします。	【軽四輪】 軽自動車検査協会 山梨事務所 (石和町唐柏792-1) 050-3816-3121 【二輪】 関東運輸局 山梨運輸支局 (石和町唐柏1000-9) 050-5540-2039 〈自動音声ガイダンス〉

その他、市役所以外で行う必要がある手続き(ご案内)

4 _{T N} /J			·める子心で(C条内)	
欄	対象	主な手続き	必要なもの	手続き先
	国税関係	相続税手続き 所得税・消費税 申告手続き	右記へお問い合わせください。	山梨税務署 (山梨市上神内川738) 0553-22-1411 〈自動音声ガイダンス〉
	不動産登記関係	土地·家屋等 移転登記	右記へお問い合わせください。	甲府地方法務局 (甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎) 055-252-7151
	固定電話 (NTT東日本)	契約承継•解約	NTT東日本の場合 (まずは、右記へ連絡してください) ・契約者の死亡が記載されている 戸籍謄(抄)本の写し ・契約者と相続人の関係がわかる 戸籍謄(抄)本の写し	(NTT東日本の場合) 局番なし116 携帯からは 0120-116-000
	固定電話 (NTT東日本 以外)	名義変更•解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
	携帯電話	名義変更•解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
	インターネット	名義変更•解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
	NHK受信料	名義変更•解約	NHKに連絡し、手続きを行ってください。	NHK甲府放送局 (甲府市丸の内1-1-20) 055-255-2100
	電気・ガス料金等	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
	運転免許証	返納手続き	右記に連絡し、手続きを行ってください。	笛吹警察署 (石和町市部555) 055-262-0110
	パスポート	返納手続き	右記に連絡し、手続きを行ってください。	峡東地域県民センター (甲州市塩山上塩後 1239-1東山梨合同庁舎) 0553-20-2700
	クレジットカード	解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
	ケーブルテレビ	名義変更•解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
	(詳しくは、戸籍 () () () () () () () () () () () () () (住民課・電話:055	5-261-2029へお問い合わせください) (市民窓口館)、各支所	
		欄 対象 □ お	関 対象 主な手続き 日続税手続き 日続税手続き 日続税手続き 日続税手続き 日続税手続き 日前保護 日前	対象 主な手続き 必要なもの

◆◇◆ 委任状に関するご案内 ◆◇◆

死亡に伴う保険の手続きや戸籍・住民票・税に関する証明書の 請求を代理の方が行う場合は、委任状が必要となりますので、次 ページ(14ページ)の委任状を作成のうえ、切り離してご 利用ください。

【掲載している委任状の様式】

- 死亡に関する手続き用
 - ※委任状は任意の様式でも有効です。

ただし、後期高齢者医療保険及び年金事務所でのお手続きに関する委任状は専用の書式がありますので国民健康保険課へお問い合わせください。

【お問い合わせ】

- ○戸籍(除籍)謄本・住民票について戸籍住民課 055-261-2029
- 一税に関する証明書について税務課055-261-2025
- ○年金手続きについて

国民健康保険課 055-261-2043 甲府年金事務所 055-252-1431

○後期高齢者医療保険について

国民健康保険課 055-261-2043

記入される前にお読みください。

- ※ 必ず委任者がすべて(代理人、委任事項を含む)を記入、自署してください。
- ※ 下記の委任行為、委任事項について、委任者へ電話で確認させていただく場合がありますので、日中に連絡が取れる連絡先電話番号をご記入ください。
- ※ 委任状は作成日から 3 カ月以内のものをお持ちください。

	委	任	状			
(宛先)笛吹市長						
			<u>令和</u>	年		日作成
委任者(頼む方)						
住所						
氏名						
	大正・昭和 -		年 月	日)	
連絡先電話番	号	_	_			
代理人(頼まれて窓 住所	口に来る方)					
<u>氏名</u>						
委任事項(委任する事 □ 未支給年金又(籍)、改製原戸第	よ遺族年金の	請求及び	相続手続き			
る権限	目 Vノ ガ言 (1)シ / イトル	X O E C.	€ (除奈/ 07)	(1) · µn		
	民健康保険、	介護保険、	市税(市県		固定資	産税・軽
る権限 国民年金及び国 	民健康保険、:健康保険税)	介護保険、 に関する [。]	市税(市県 手続き	具民税・∣	固定資	産税・軽
る権限 □ 国民年金及び国見 自動車税・国民 □ 市税に関する証 □ 遺族年金用	民健康保険、:健康保険税)	介護保険、 に関する 請及び受信	市税(市場手続き 領に関する 令和	具民税・ 権限 <u>年度分</u>	固定資	産税・軽 <u>通</u>

(注) 相続登記では、登記申請日時点での最新年度の固定資産評価証明書が必要です。固定資産評価証明書は、毎年 4 月1 日に最新年度が替わります。

相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書

令和 年 月 日

笛吹市長 殿

被相続人(亡くなられた方)にかかる徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く。)及び還付に関する 書類を受領する代表者として、次のとおり指定(変更)しましたので、地方税法第9条の2第1項 の規定により届出ます。また、笛吹市税条例第74条の3に基づき、地方税法第384条の3に規 定する「現所有者」を次のとおり申告します。

		住所							
相続人代表者 (現所有者代表者) ※稅務課記入 宛名番号()		フリガナ					被相続人との続柄		
		氏名							
		電話番号				生年月日	年	月	日
被相続人 (亡くなられた方)		住所							
		フリガナ					死亡年月日		
※稅務課記入 宛名番号()		氏名					年	月	日
	氏名			被相続人との続柄	住所				
(代表者を除く)相続人・現所有者	フリガナ								
	フリガナ								
	フリガナ								
	フリガナ								
	フリガナ								
相続登記の有無 済 ・ 手続中 ・ する予定 ・ その他()									

【 固定資産税 】

<相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書の記入に当たって>

固定資産税は、相続の発生時期が賦課期日(1月1日)前か賦課期日後かによって、その取扱い が異なります。

1 賦課期日後の相続発生に伴う当該年の固定資産税

相続人が納税義務を承継します(地方税法第9条第1項)。

2 賦課期日前の相続発生に伴う翌年の固定資産税

固定資産税を現に所有している者に課税します(地方税法第343条第2項)。

【記入に当たっての留意事項等】

- 相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書は、相続人全員の合意の上で作成してく ださい。
- 固定資産現所有者について、期日までに申告がない場合には、法定相続されたものとみなして、法定相続人の方を納税義務者として固定資産税が課税されますのでご承知おきください。現所有者を調査し納税義務者を指定して課税します。滞納になった場合は指定した納税義務者に対して滞納処分を行います。
- 登記簿の名義を変更するには、別途法務局での登記申請が必要ですので、遺産分割協議 が整い次第、速やかに登記申請をお願いします。
- 遺産分割協議が整っている場合は、遺産分割協議書の写しを添付してください。
- 相続を放棄している場合は、放棄されていることが証明できる書類を提出してください。

≪ 問い合わせ先 ≫
笛吹市役所 税務課 資産税担当
電話 055-262-4111代
内線 226・227・228・229

法定相続情報

証明制度



くの方々にご利用いただいておりま



「法定相続情報証明制度」とは、相続人が法務局(登記所)に必要な書類を提出し、登記官が内容 を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを登記官が証明する制度です。

この制度を利用することにより、相続登記、被相続人名義の預金の払戻しや相続税の申告など、 各種相続手続で戸籍書類一式の提出の省略が可能となります*。

※相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先の各機関にご照会ください。

法定相続情報証明制度の詳しい内容は、法務局ホームページ

をご覧ください。

法務省民事局

あなたの相続手続を応援します!

法定相続情報証明制度



平成29年5月29日(月)から、全国の登記所(法務局)において、各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタート!この制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります(※1)。

※1 相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご開会ください。



ポイント!

預金口座がいくつ もある場合にお勧めです。手続が同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

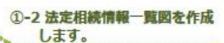
① 申出 (法定相続人又は代理人)

2

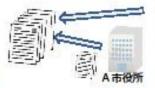
交付

3

①-1 市区町村の窓口で戸除籍版 本等を収集します。



①-3 所定の申出書を記載し, ①-1,-2の 書類を添付して登記所に申出をします。



inger.

-

0.062.0

B市役所

ポイント!

時間がなく、戸籍の 収集や一覧図の作成 が面倒な場合は、専 門家 (※2) に依頼す ることも可能です。



※2 弁護士,司法書士,土地家履 調査士,税理士,社会保険労務士, 并理士,海事代理士,行政書士



- ②-1 登記官による確認, 法定相続情報―覧図の保管
- ②-2 認証文付き法定相続情報一覧図の写しの交付, 戸除籍騰本等の返却

不動産の相続登記 をお忘れなく!

③ 各種相続手続へお使いください。 (戸籍の束の代わりに各種手続において提出することが可能に)



亡くなった方の手続に関してよくある質問

Q: 死亡届は提出したので、市役所での手続きはしなくてもよいですか?

A: 多くの方の場合、お手続きが必要となります。

<主なもの>

健康保険:国民健康保険に加入していた方は、葬祭費等の手続きがあります。

後期高齢者医療保険に加入していた方は、葬祭費等の手続きがあります。 亡くなられた方の社会保険の扶養になっていた遺族の方が、国民健康保険に

切り替える必要のある場合は、加入手続きが必要です。

介護保険:65歳以上の方は、手続きが必要です。

介護サービスの利用がなくても保険料関係の手続きがあります。

年金関係:年金を受給されていた方は、未支給年金請求等の手続きがあります。

年金受給前でも、死亡一時金等の請求ができる場合があります。

18歳未満の方で加算額・加給年金額の対象となっている場合は手続きが

必要です。

※ただし、各種請求手続きできる方には、一定の要件があります。

税金関係:課税状況等によって、お手続きが必要な場合があります。

Q: 年金の手続きは年金事務所に行かなければなりませんか?

A: 国民年金のみを受給されていた方は、市役所でも手続き可能です。 厚生年金を受給されていた方は、年金事務所での手続きとなります。 共済年金を受給されていた方は、共済組合での手続きとなります。(一部市役所での 手続きが必要となる場合があります。)

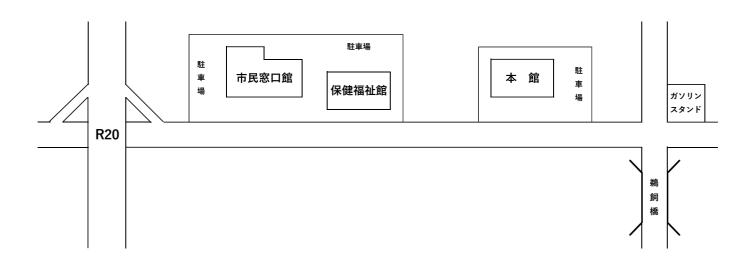
O: 亡くなった方の保険証などで見つからないものがありますが手続きできますか?

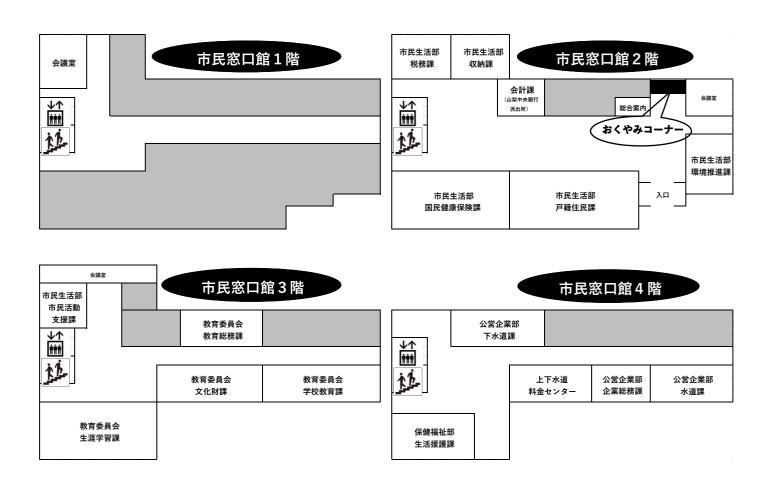
A: 証書類に不足があった場合は、状況にあわせてご案内いたします。 来庁時にその旨お伝えください。

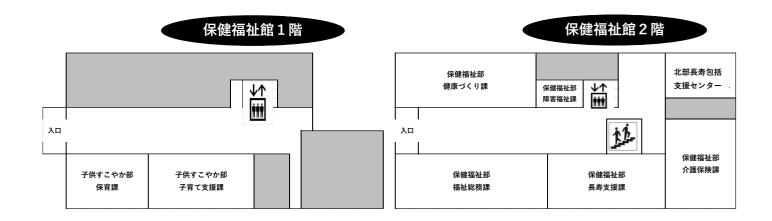
Q: 死亡の記載のある戸籍が必要ですが、すぐに取得できますか?

A: 原則として死亡届を受理した日より数日間を経た後に交付できます。 届出内容の記載に時間を要するため、ご理解いただきますようお願いします。

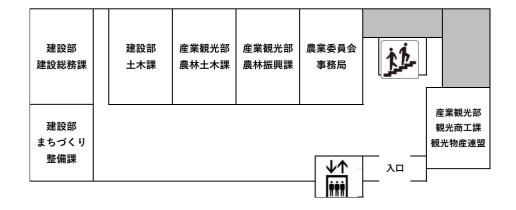
笛吹市役所 市民窓口館・保健福祉館・本館 案内図







本館1階



【おくやみハンドブック】

笛吹市役所 市民生活部 戸籍住民課

〒406-8510 笛吹市石和町市部809-1 市民窓口館 TEL 055-262-4111 (代表) 055-261-2029 (直通)

発行 令和3年4月 (令和7年8月改訂)